

現場代理人の常駐義務の緩和措置について(令和7年2月改定)

現場代理人は、工事現場の運営・取締りのほか、工事の施工及び契約関係事務に関する一切の事項（請負代金額の変更、契約の解除等を除く）を処理する受注者の代理人であることから、発注者との常時の連絡に支障を来たさないよう工事現場への常駐（当該工事のみを担当し、かつ、作業期間中常に工事現場に滞在していること）が義務づけられていますが、一定の要件を満たすと局が認めた場合に限り、例外的に現場代理人の常駐義務を緩和することができることとなっております。この度、常駐義務の緩和に関する措置要件を改定しましたので、次のとおりお知らせします。（「現場代理人取扱要領(以下「取扱要領」という。）」参照）

1. 兼任を認める対象工事・条件について

取扱要領第5条関係

《兼任を認める対象工事》

請負代金額(税込)が、1件あたり4,500万円未満の工事(単価契約を含む)

注1) これらの要件を満たす工事であっても、安全管理上等の理由から兼任を認めない場合がありますので、ご注意ください。(特記仕様書に明示します。)

2. 適用年月日

取扱要領付則

令和7年2月1日から実施し、実施日現在工期末が到来していない案件についても適用します。

《問合せ先》

西宮市上下水道局 上下水道総括室 契約管理課工事契約チーム TEL 0798-35-3541

